

**大規模災害に向けた重点的な課題と対応**  
**－平成30年7月豪雨災害からの復旧をめざして－**

**平成30年11月**

**三次市災害対策本部**

## はじめに

平成30年7月豪雨は、三次市においては、道路農地等の被害件数が2,000箇所以上、床上・床下浸水家屋が500戸弱となり、災害の規模は国の激甚災害に指定されるとともに災害救助法が適用されるほどのもので、甚大な被害を及ぼしました。

この被害を復旧するため、現在、三次市では、95名体制の職員による「三次市土木・農林災害復旧対策本部」を設置し、災害査定を受検する作業を行っているところです。

一方で、今回の豪雨では、大規模災害への対応として浮き彫りとなった課題も多くあり、重点的な課題として「避難所対応と情報伝達」「内水排除対策」を中心に、三次市災害対策本部総括として8月に取りまとめました。

その総括で明らかにした課題に対応するために実施すべき事業や改善点について、災害対策本部において、関係者の意見を伺いながら、協議・検討を行い、並行して内水排除対策を中心に、国会議員、国土交通省や広島県へ緊急的に強力に要望活動を行ってきました。

大規模災害への対応策は、早急に取り組むべき事業、今後継続的に実施すべき事業・取組など様々です。

本書に掲載している項目は、8月の総括を踏まえ、本年11月末時点で改善できるもの、早急に実施すべきものを項目ごとにまとめたものです。

改善すべき項目には、現在、広島県、住民自治組織や自主防災組織など関係機関と協議中のものもあります。また、関係機関と協議を重ねながら、大規模災害への対応として、あるべき姿を見据え、様々に変化する状況下でも、常に最善の対応策を検討し実施することが必要な内容もあるため、専門性を有する第三者にも検証していただき、その結果を踏まえて対応内容の精査を行いながら、内容や方法、事業の変更を行うことも視野に入れ、計画的に実施していく考えです。

実施については、早急に取り組むべき事業、即効性のある事業については、平成30年市議会12月定例会へ補正予算(案)として提出しています。また、継続する事業については、実施計画へ掲げ実施することとしています。

また、今回の計画を受け、具体的な実施に関する事項は、今後の協議、意見を踏まえ、本年度末を目途としマニュアルとしてまとめ、重要な課題である土砂災害・ため池の対応を含め、改めて報告します。

皆さまと力を合わせ、『災害に強いまち三次市』の実現に向けて、全力をあげて取組を進めてまいります。

## (1) 避難所対応と情報伝達について

### ア 避難所の開設と運営

【厚生部・支所部】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>今回の災害では、市内全域に37か所の避難所を開設しましたが、市の職員による開設、運営などの対応には限界があり、大規模な災害を想定した避難所のあり方に課題があります。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>大規模な災害を想定すると市の指定避難所だけでは対応が困難となるため、避難所のあり方（指定や運営の方法、施設や設備の整備、備蓄や経費負担等）について、抜本的に見直しを行う必要があると考えています。</p> <p>また、自主避難所や地域で定める一次避難所の選定、開設、運営などを自主防災組織等に担っていただく仕組みの構築や、緊急退避施設、福祉避難所の協定内容等についても、より実践的で利便性の高い活用が可能となるよう協議、検討していきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>避難所の指定</p>	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各自主防災組織と協議し、より安全と認められる避難所を絞り込み、災害の程度や被害発生想定区域の状況に応じての開設順位を定めます。</li> <li>● 各地域の基幹となる避難所（以下「基幹避難所」という。）【表2】は、より高い安全性が求められることから、すべての施設について、各自主防災組織と協議して市有施設に決定するなど、避難所の安全性の向上に努めます。</li> <li>● 避難所の開設については、「自主避難」または「避難準備・高齢者等避難開始」の状況では、各地域の基幹避難所のみとし、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」など、より切迫した状況になった場合には、あらかじめ各地域の地勢などを勘案して各自主防災組織と協議のうえ決定した避難所（以下「補助避難所」という。）を順次開設します。</li> <li>● 三次市街地全域の水没を想定した二次避難所として「みよし運動公園屋内テニスコート」及び「県立みよし公園カルチャーセンター」を旧三次市内全域を対象とする「広域避難所」に位置付け避難所機能を整備します。</li> <li>● みよし運動公園については、旧三次市全域に「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が発令された場合には、あらかじめ開設し、一次避難所の機能も有するものとします。</li> <li>● 地域での一時的な集合場所としての避難所（以下「地域避難所」という。）については、各地域において各施設管理者と協議して決定し、あらかじめ</li> </ul>

	<p>災害対策本部に届け出ておくこととします。</p> <p>【支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支所ごとに1箇所【表2】の基幹避難所を開設します。</li> </ul>
避難所の運営	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹避難所（支所を含む）は、当面、市が開設・運営することとし、将来的には自主防災組織へ委ねるよう、継続して協議します。</li> <li>● 各地域の基幹避難所（支所を含む）は、必要に応じて補助避難所への物資補給等を行うことも想定し、必要な車両を配置します。</li> <li>● 指定管理施設を補助避難所に指定する場合は、当該補助避難所の開設運営を指定管理者が行えるよう委託契約内容の見直しを行います。</li> <li>● 自主防災組織、あるいは指定管理者が避難所を開設運営する場合の費用負担のルールはあらかじめ整理します。</li> </ul> <p>【支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各支所は、避難所の統括をはじめ災害の急性期における地域の救護拠点と位置付け、各避難所と支所との連絡体制を確保します。</li> </ul>
避難所の受け入れ基盤の整備	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹避難所及び状況に応じて基幹避難所から展開する施設については、情報通信、衛生施設など避難所に必要な設備の整備を早急に進めます。</li> <li>● 基幹避難所の設営に要する備品等及び補助避難所を含めた避難者を想定したおおむね1日分の食料等の物資を保管することができる施設を整備します。</li> </ul> <p>【支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所を含めた避難者を想定したおおむね1日分の食料等の物資を各支所へ保管します。</li> </ul>
必要物資の備蓄・調達及び配給	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難が2日以上長期に亘る場合を想定した、アレルギー対応食を含めた食料、飲料、及び必要物資（紙コップ、紙皿、トイレットペーパー、粉ミルクなど）などを含めて様々な場面を想定した物資の備蓄を進めます。</li> <li>● 新たに災害対策本部厚生部に「(仮称)物資補給班」を設け、必要に応じて迅速に基幹避難所に供給する体制を構築します。</li> <li>● 現地において不足する物資の補給が随時できるよう基幹避難所（支所を含む）に配置する職員へ一定の資金を前渡します。</li> <li>● コンビニエンスストアやスーパーなどとの物資供給に関する協定については実効性のあるものとなるよう内容の精査を行います。</li> </ul>
浸水時緊急退避施設	<p>【厚生部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市有施設の開設基準を早急に定めます。</li> <li>● 民間施設については、夜間閉鎖時の取扱いなど具体的取り決めの協議を進めます。</li> </ul>

福祉避難所	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設手続きなどをマニュアル化するとともに協定内容の整理を進めます。</li> <li>● 福祉避難所は受け入れ側の体制により，受入可能人数に限りがあることから，二次避難所として位置付けます。</li> <li>● 当該施設の空きスペースの使用については，施設管理者と自主防災組織または地域住民が協議のうえ決定するとともに，自主防災組織等が開設運営主体となる補助避難所または地域避難所とする場合にのみ認めます。</li> </ul>
避難者の移動	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹避難所及び補助避難所から福祉避難所あるいは広域避難所に避難者を移動させざるを得ない場合の移動方法について，公助・共助両面を活用した迅速な対応ができるよう，そのルールまたは補償の枠組みを調査・研究します。</li> </ul>
市民への啓発	<p>【厚生部・支所部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の意義や役割について広報紙，ホームページ，CATV などあらゆる媒体を通じた啓発をはじめ，自主防災組織との連携による出前講座や講演会の開催など，有効な啓発活動を展開します。</li> </ul>

### 【実施時期】

内 容	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
避難所の指定	<p>自主防災組織及び施設管理者と協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹避難所（19施設）の決定 … 市が開設・運営</li> <li>● 補助避難所の決定 … 自主防災組織が開設する地域の拠点となる避難所</li> </ul>			
避難所の運営	<p>自主防災組織及び施設管理者と協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基金造成（自治連合会へ補助金として交付）</li> </ul> <p><b>基金の考え方</b>                  2019年度から交付金を一括して自治連口座へ交付。基金として自主防災活動，避難所運営等に充てる。                  ※ 交付事務等は，危機管理課が所管する。</p> <p><b>活用内容</b>                  避難所の維持・受入体制整備，運営，備蓄食糧・備蓄資機材購入確保，避難訓練実施，防災士育成および防災力向上の取組 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基金の活用，活動等の詳細については，「自主防災活動マニュアル」の見直しを行い明記する。</li> </ul>			

避難所の受け入れ基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹避難所看板の作成設置</li> <li>● 建物入口へ貼付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな避難所の指定</li> <li>● 看板の設置</li> <li>● 保管施設整備</li> </ul>
必要物資の備蓄・調達及び配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄食糧等の計画的配備</li> <li>● 2018年度末4,200食を配備</li> <li>● 配備目標：10,500食（2022年度までの5年間）</li> <li>● アレルギー食に対応するほか、飲用水、毛布等も配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各年2,100食を配備（2022年度末：10,500食）</li> <li>● 途中で配布となった場合は、2100食を目途に購入していく。</li> </ul>
浸水時緊急退避施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水時緊急退避施設開設などの取決めについて、施設管理者等と協議</li> <li>● 開設に向けたマニュアルの作成</li> </ul>
福祉避難所		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設手続きなどをマニュアル化及び協定内容の整理</li> <li>● 新たに福祉避難所として締結する施設との協議、調整</li> </ul>
避難者の移動		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公助・共助両面を活用した迅速な対応ができるよう、そのルールまたは補償の枠組みを調査・研究</li> </ul>
市民への啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の指定，新たな避難所の考え方の周知</li> </ul>

【表1】避難所の区分（案）

区分	定義	開設運営主体	開設基準等
基幹避難所	各地域の救護拠点となる避難所	市(将来的には自主防災組織)	「自主避難」または「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合
補助避難所	災害の状況に応じて追加して開設する避難所	自主防災組織または指定管理者	「避難勧告」または「避難指示(緊急)」が発令された場合
地域避難所	近隣住民が一時的な集合場所とする避難所	各地域	各地域の状況に応じて決定
広域避難所	全市的な被災が想定される場合の避難所	市	浸水する恐れがある場合に、第1段階として、命を守るため避難する場所

			(一次避難所)として開設する。 ただし、「みよし運動公園屋内テニスコート」は、旧三次市内全域に「避難勧告」または「避難指示(緊急)」が発令された場合に一次避難所として開設する。
福祉避難所	高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所	施設管理者	「自主避難」または「避難準備・高齢者等避難開始」の発令以降、一次避難所で避難生活を送ることが難しい避難者に対して、必要に応じ、災害対策本部で、あらかじめ受け入れ可能人数を確認し、施設が受入可能の場合、二次避難所として開設する。
浸水時緊急退避施設	急激な増水や、堤防の決壊、越流などにより逃げ遅れた市民等が緊急、一時的に退避する施設	施設管理者	旧三次市市街地に「避難勧告」または「避難指示(緊急)」が発令され、急激な増水や、堤防の決壊、越流などにより浸水の危険性が高まった場合、施設管理者へ連絡し、緊急的な退避施設として開設する。

【表2】基幹避難所(案) ※協議確認中

地区名	現行	変更案	特記
河内	河内コミュニティセンター	河内小学校屋内運動場	状況によっては校舎2階以上への垂直避難も準備する。
三次	三次コミュニティセンター	三次中学校屋内運動場	状況によっては校舎2階以上への垂直避難も準備する。
粟屋	粟屋コミュニティセンター	変更なし	受入れ状況に応じて粟屋小学校屋内運動場に水平展開する。
川地	川地コミュニティセンター	川地小学校屋内運動場	
青河	青河コミュニティセンター	青河小学校屋内運動場	状況によっては校舎2階以上への垂直避難も準備する。
十日市	十日市コミュニティセンター	変更なし	
酒屋	酒屋コミュニティセンター	変更なし	
八次	八次コミュニティセンター	八次中学校屋内運動場	
和田	和田コミュニティセンター	和田小学校屋内運動場	
神杉	神杉コミュニティセンター	変更なし	受入れ状況に応じて神杉小学校屋内運動場に水平展開する。
田幸	田幸コミュニティセンター	変更なし	

川西	川西コミュニティセンター	変更なし	
君田	君田生涯学習センター	変更なし	
布野	布野生涯学習センター	変更なし	
作木	作木山村開発センター	変更なし	土砂災害の指定緊急避難場所として指定はしてはいるが、コンクリート2階建ての強固な建物のため避難場所としての使用は可能と考える。
吉舎	吉舎保健センター	変更なし	
三良坂	みらさか福祉センター	変更なし	
三和	みわ総合福祉センター	変更なし	
甲奴	甲奴健康づくりセンター ゆげんき	変更なし	状況（洪水）によっては甲奴小学校に移動も準備する。
全域	－	みよし運動公園屋内テニスコート	旧三次市全域に「避難勧告」、「避難指示」が発令された場合に一次避難所として開設する。

## イ 情報伝達（避難情報等の周知）

【 総務部 】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>避難情報の周知は、音声告知放送、登録制防災一斉メール（エリアメール含む）、CATVデータ放送、テレビL字放送を基本に複数回実施しています。</p> <p>避難情報が発令されているにもかかわらず、避難する方が少ない現状があり、その要因の一つに、避難情報の内容や危険度がわかりにくいことが考えられます。</p> <p>災害から生命を守るためには、早めの避難が重要であり、現在の周知手段での避難情報により、多くの市民が行動に移っていただくよう工夫と改善が必要です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>音声告知放送については、現在、市内全域へ放送を行っていますが、より効果的に周知の徹底を図るため、地域毎の放送も検討していきます。</p> <p>また、音声告知放送未加入世帯もあることから、加入世帯増加への方策や、スマートフォンなどを活用した音声告知放送内容の入手手段や、これまで同様に、登録制防災一斉メールの加入促進を引き続き図るとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を検討していきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>地域ごとの放送の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送地域を市内一斉と各支所に加え、現在の定時放送と同様の旧三次市内を4地区に分けた避難情報の発信を行います。</li> <li>● 避難情報の内容や危険度をより分かり易く伝えるために、避難情報とともに氾濫危険河川のタイムライン情報（現在の降雨が続いた場合、〇〇川が、〇時間後に氾濫する危険があります。）などの具体的な情報を盛り込んだ放送内容にします。</li> </ul>
<p>音声告知放送の加入世帯増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧三次市の音声告知放送の加入率は旧町村に比べて低いため、加入契約形態について三次ケーブルビジョンと協議、調整し、旧三次市での加入促進を図ります。</li> <li>● 市全体の加入率向上を図るために、旧三次市においても旧町村と加入条件を統一するよう協議を行います。</li> </ul>
<p>音声告知放送内容の入手手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報等の周知目標として「避難情報伝達 100%」を目指し、ツールを整備します。</li> <li>● 例えば、音声告知放送をスマートフォンのアプリを利用して直接聞くことのできるサービスを活用し、スマートフォンへ専用アプリ（無料）をダウンロードすることで、スマートフォンで音声告知放送を音声情報として入手する方法を導入します。</li> <li>● この方法（ツール）の導入により、災害時に停電が発生し、各家庭等で音声告知放送が受信できない場合でも避難情報を入手することができるため、情報伝達手段の多重化を図ります。（当面、緊急放送のみ対応とします。）</li> </ul>

防災一斉メール加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災一斉メールのファックス機能を活用し、スマートフォンや携帯電話を利用していない高齢者等に音声告知放送と同じ内容をファックスで受けることができるサービスを始めます。</li> <li>● 在留外国人への対応としてメール本文と合わせ、英文による情報、および、全文ひらがな（もしくはカタカナ）表記による文面を記載します。</li> <li>● 『避難情報伝達 100%』を目指し、ファックス機能、英文表記を前面に出した防災一斉メール加入促進の広報を行います。</li> </ul>
SNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SNSを活用して市からの避難情報を発信することで、メインユーザーである若い世代に対する情報発信力の強化を図ります。</li> <li>● ツイッターやフェイスブックは画像や位置情報を添付できることから、その特徴を活かし、市民に広く災害情報を投稿してもらい、情報発信とあわせ、情報収集ツールとして活用します。</li> <li>● 市が開設しているSNSのアカウントの他、ツイッター、LINE等で防災専用アカウントの作成をし、情報を発信します。</li> <li>● 市からの情報発信と市民から寄せられる情報受信チェックを行う担当職員を災害対策本部情報連絡班へ配置します。</li> </ul>

### 【実施時期】

内 容	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020 年度	2021 年度
地域ごとの放送の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧三次市（4分割）および各支所単位での放送を実施</li> <li>● 放送内容は、わかり易く、かつ、詳しくなるよう工夫・研究をする。</li> <li>● 災害対策本部内の業務見直しによる、放送等情報発信体制の検討</li> </ul>			
音声告知放送の加入世帯増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧三次市内の音声告知放送単独加入の実施協議</li> <li>● 単独加入可能の周知</li> </ul>			
音声告知放送内容の入手手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時の音声告知放送をスマートフォンで聞くシステムの構築</li> <li>● 本庁及び各支所から配信</li> <li>● 郵便番号で入手する地域を選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時の放送</li> <li>● アプリの周知、ダウンロードの啓発</li> </ul>		
防災一斉メール加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FAX配信の開始</li> <li>● 配信状況を確認するための『みよし防災メルマガ(仮)』の発信による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急、メルマガ等の発信</li> <li>● 防災メールの周知、メール・FAXの啓発</li> </ul>		
SNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SNSの特徴を活かした、情報収集、発信ツールとして活用の研究</li> <li>● SNSの防災専用アカウントの作成</li> <li>● 情報発信と情報受信の担当職員の災害対策本部情報連絡班への配置</li> </ul>			

## ウ 自主防災組織や住民との連携

【危機管理課】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>日頃から災害時への対応について意識し考えることが、早めの避難行動などにつながることから、自主防災組織と住民の連携、近隣の住民がコミュニケーションを図り、災害時に助け合って生命を守る行動がとれる地域コミュニティを醸成していくことが必要です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>『災害は身近にある』ことや、備えや行動を常に意識することが大切であることを考え、災害から生命を守るために、コミュニティや近隣住民同士が助け合う取組を自主防災組織等と連携し進めていきます。</p> <p>また、出前講座等では、災害の危険度や避難情報発令時に行うべき具体的な行動などをより理解していただきやすい学習内容となるよう工夫を行っていきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>コミュニティや近隣住民同士が助け合う取組を自主防災組織等と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織に期待される役割として、①防災教育、②避難行動要支援者対策、③避難所運営などがあります。その役割を担っていくためには、自主防災組織や各消防団、防災士等、地域の多様な主体が一緒になって自主防災活動に取り組み、情報連携のあり方など、適切に役割分担しながら相互に連携協力する体制を構築します。</li> </ul>
<p>理解していただきやすい学習内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで、住民サークルや自主防災組織からの依頼により実施していた出前講座については、市から、自主防災組織などへ開催を呼びかけ、防災意識の向上に努めます。</li> <li>● 出前講座では、災害の危険度や避難情報発令時に行うべき具体的な行動などは、講座での説明資料としての使用や各家庭でも掲示していただけるような資料を作成し、説明をしていきます。</li> <li>● 土砂災害および洪水の危険個所を示したハザードマップは、住宅地図等を活用した仕組（システム）を導入し、自分の地域がマップの中心となる『マイハザードマップ』を導入し、身の回りの危険個所や避難場所、経路等を理解していただくよう工夫していきます。</li> <li>● 防災教育として、小学校や中学校の児童生徒に対する出前講座を開催し、防災意識の醸成に努めていくよう教育委員会と協議・連携し取り組みます。</li> </ul>

【実施時期】

内 容	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度	
コミュニティや近隣住民同士が助け合う取組を自主防災組織等と連携	<div data-bbox="411 376 600 566" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     自主防災組織及び施設管理者と協議                 </div>	<div data-bbox="620 405 1442 510" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ● 自主防災組織や各関係機関が自主防災活動に取り組み相互に連携協力する体制を構築                 </div>			
理解していただきやすい学習内容	<div data-bbox="405 801 927 902" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ● Web ハザードマップの整備, 及び提供開始                 </div>				
	<div data-bbox="903 607 1458 745" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ● 行政が主体となった出前講座の開催                      ● 講座での説明資料等を各家庭でも掲示できるような資料の作成, 研究                 </div>				
	<div data-bbox="946 763 1458 969" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ● マイハザードマップによる防災訓練・学習の確保                      ● 身の回りの危険箇所や避難場所, 経路等を理解していただく内容の研究                 </div>				
	<div data-bbox="946 987 1458 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ● 小学校や中学校での防災意識の醸成に向けた出前講座を開催の教育委員会との協議・連携                 </div>				

## エ 要配慮者への対応

【 厚生部 】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>要配慮者の避難については、避難準備・高齢者等避難開始で行動をとっていただけるよう周知していますが、様々な理由から避難されない方が多いのが実情です。</p> <p>また、避難する手段がない方もあるため、日頃から災害時への対応について考え、早めの避難行動をとることの重要性を理解していただき、自主防災組織と住民の連携、近隣の住民とのコミュニケーションを図ることで、災害時に助け合って生命を守る行動がとれるコミュニティの醸成が必要です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>自主防災組織が民生委員と協力し、地域の情報把握、連絡網の作成など安否確認の手段を構築し、自ら避難が難しい方については、地域で声を掛け合い避難すること、避難所への移動が難しい場合、近隣の安全な家に避難させてもらうことなども含め、地域コミュニティの醸成を図ります。</p> <p>また、福祉避難所の協定内容等についても、より実践的で利便性の高い活用が可能となるよう協議、検討していきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>地域との連携のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所のあり方については、開設・運営の業務を委託することも検討するとともに、施設管理している自主防災や指定管理者との間で差異が発生することがないように、避難所運営などの費用を確保していきます。</li> <li>● 災害対応時における、市、自主防災組織、関係機関等の役割を明確化していきます。</li> </ul>
<p>要支援者名簿の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、民生委員等を通じて同意書の提出をお願いしていますが、高齢者のみとなっており、障害者に対する同意書の提出もあわせて、手帳交付時等に説明するなど、自主防災組織等へ情報提供できるよう同意書の提出をお願いしていきます。</li> <li>● 名簿は、自主防災組織、民生委員へ提供をしていますが、自主防災組織単位の一覧の名簿になっており、緊急時の対応に活用できないと考えられるため、住宅地図等を活用した要支援者の把握を進めていきます。</li> <li>● そのため、避難対象地区内の要支援者を抽出する方法として、住宅地図L G W A N（注1）サービスの導入を検討し、要支援者情報を地図上に表示し、災害時の円滑な避難行動の支援や安否確認に繋げることを可能にしていきます。</li> </ul>
<p>福祉避難所のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉避難所については、地域の一時避難所としての要望もありますが、福祉避難所は受け入れ側の体制によりその受入可能人数に限りがあるため、また、入所施設であることを考慮し、二次避難所として位置付け、利用できるシステムを整備します。</li> <li>● 現在、各施設の利用可能者数も限られているため、要支援者の受け入れが対</li> </ul>

	<p>応ができる施設を、現在の13施設から増やします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該施設の空きスペースについては、施設管理者と自主防災組織または地域住民が協議のうえ決定するとともに、自主防災組織等が開設運営主体となる補助避難所または地域避難所とする場合にのみ指定するよう協議をします。</li> <li>● また、開設手続きなどマニュアル化するとともに協定内容の整理を進めていきます。</li> </ul>
--	--

(注1)

【LGWAN (Local Government Wide Area Network) とは】

総合行政ネットワーク。地方自治体などが個別に運用するローカルエリアネットワーク (LAN) を相互接続した広域ネットワーク (WAN) のこと。2001年運用開始。《大辞林 第三版 引用》

### 【実施時期】

内 容	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
地域との連携のあり方	● 自主防災組織及び各施設と内容の協議			
要支援者名簿の整備	● 住宅地図をLGWANで活用するサービスを構築し、要支援者情報を整備する。	● 要支援者名簿対象者の把握、情報提供の同意の周知 ● 自主防災組織、民生委員との連携による名簿の整理		
福祉避難所のあり方	● 開設手続きなどをマニュアル化。及び協定内容の整理 ● 新たに福祉避難所として締結する施設との協議、調整			

## オ 避難所での物資、情報の入手

【 総務部 】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>市内全域へ避難指示を発令し、多くの市民が避難した場合には、備蓄食糧、飲料水などを全ての避難者へ速やかに配布することは困難と考えます。</p> <p>また、避難所で気象や災害に関する情報を得るためには、テレビや音声告知放送等の情報取得手段を確保していくことが必要です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>長期の避難生活となった場合を想定すると、備蓄品の備蓄方法を根本的に検討する必要があります。広島県が多くの備蓄品を有していることから、連携した備蓄や活用方法の可能性について協議していくとともに、協定を締結している関係機関とも協議していきます。</p> <p>防災情報の取得については、自主防災組織等と協議し、各地域内で開設頻度の高い施設から、テレビや音声告知放送等による情報の取得手段が確保できるよう整備手法等を検討していきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>計画的な備蓄について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食糧等の目標備蓄数を10,500食とし、計画的に配備します。</li> <li>● 備蓄食糧は概ね5年のため、1年2,100食を目安に5年間で実施。その後は、ローリングストックを基本に更新をします。</li> </ul>
<p>資機材等の保管場所等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資機材、備蓄品等の保管場所については、大量の数を一カ所で管理できる場所が少ないため、当面、備蓄倉庫（本庁含む）と支所へ分けて分散管理を検討します。</li> <li>● また、将来的には防災倉庫を整備（建築）することで、一括的な管理を視野に入れ整備を進めていきます。</li> </ul>
<p>連携協定等の見直し、締結について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大量の資機材等を備蓄することが難しいため、協定等の見直しや新たな締結を行い、必要な備蓄品、資機材を確保していきます。</li> <li>● 協定は、優先的に配備をしてもらう内容とし、コンビニ、ホームセンターなどを対象にした協定の締結を検討します。</li> </ul>
<p>避難所での情報取得手段の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テレビ、音声告知放送による情報入手の整備として、基幹避難所等から順次、光ケーブルを敷設します。</li> <li>● Wi-Fi環境の整備については、ケーブル敷設工事は可能ですが、利用に関しては、利用制限および多人数の接続に対応できる機器等の導入の研究をします。</li> <li>● ルーターを活用した短期間の契約等の研究も視野に入れ、整備内容を検討します。</li> </ul>

【実施時期】

内 容	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
計画的な備蓄について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄食糧等の計画的配備</li> <li>● 2018 年度末 4,200 食を配備</li> <li>● 配備目標：10,500 食 (2022 年度までの 5 年間)</li> <li>● アレルギー食に対応するほか、飲用水、毛布等も配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各年 2,100 食を配備 (2022 年度末：10,500 食)</li> <li>● 途中で配布となった場合は、2100 食を目途に購入していく。</li> </ul>		
資機材等の保管場所等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の対応、被害拡大防止に必要な資機材の整備 (ブルーシート、土のう袋、木杭、ロープ、カラーコーン、コーンバー、ウエイト など)</li> <li>● 備蓄倉庫、各支所へ配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな防災拠点整備に合わせた備蓄倉庫の整備</li> </ul>		
連携協定等の見直し、締結について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携協定内容の精査、および、新たな連携協定先の研究、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに必要な内容を定め、各関連業者等との連携協定締結</li> </ul>		
避難所での情報取得手段の確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時の情報入手手段の確保として現時点での市指定避難所の内、光ケーブル未敷設及び体育館等への延長</li> <li>● 基幹避難所（19 施設）および未設置施設へテレビを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供開始</li> </ul>		

**力 避難経路, 避難手段**

**【 危機管理課 】**

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>避難所への移動手段として、避難する場所までの距離や天候、環境等により、自動車が必要な場合もあります。避難所で駐車している自動車の水没もあり、自動車での避難については、状況を踏まえた情報をどのように伝えていくかが課題です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>避難所へ避難する場合には、土砂災害の危険性、増水による道路の水没、冠水の恐れがある場所を避け、早めの行動をとるよう、出前講座等をお願いしています。</p> <p>避難所への距離や移動手段を考慮しなければならないことから、気象状況などの情報を早めにお知らせすることを検討します。</p> <p>自主防災組織と住民との連携を図り、出前講座等では、危険箇所のみならず、避難所、避難経路、避難手段等について考え、徒歩での移動や近距離での搬送ができる近くの避難所の必要性、自動車での移動の注意点等の周知を図ります。</p>

**【改善すべき内容】**

<p><b>内容</b></p>	<p><b>具体的方策</b></p>
<p>避難情報、危険箇所、気象情報等の周知方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報の内容、土砂災害等の危険箇所を含め、避難時の持ち出し品や注意事項など、出前講座、市広報、ケーブルテレビ等により周知、啓発をしていきます。</li> <li>● 土砂災害および洪水の危険箇所を示したハザードマップは、紙媒体により各戸配布をしていますが、今後は、スマートフォン等を通じてハザードマップを閲覧できるシステムを整備していきます。</li> <li>● システム整備にあたっては、現在のマップのPDF表示ではなく、住宅地図等を活用した内容とし、紙媒体でも必要な部分（範囲）の印刷ができるようにすることで、『マイハザードマップ』として活用できるよう検討していきます。</li> <li>● 国、県の作成する想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを見直していきます。</li> </ul>
<p>避難経路等の研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『マイハザードマップ』を基本に、地域での危険箇所の確認、避難経路の確保、要配慮者の支援体制をはじめ、避難場所、地域内の安全な場所等を確認する訓練へ活かしていきます。</li> </ul>
<p>避難場所の研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徒歩で移動できる地域の避難場所、早期に自動車等で移動する広域避難場所等を地域と協議して指定し、避難時の注意事項等の周知を図ります。</li> </ul>

【実施時期】

内 容	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
避難情報, 危険個 所, 気象情報等の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Web ハザードマップの整備, 及び提供開始</li> <li>● スマートフォン等から閲覧の実施</li> <li>● 土砂災害, 洪水を想定した避難場所等の掲載</li> <li>● 多言語 (英語, 中国語) 化の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報更新 (年 1 回を想定)</li> </ul>		
避難経路等の研 究		<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイハザードマップによる防災訓練・学習の確保</li> <li>● Web ハザードマップを紙媒体で作成した『マイハザードマップ』による訓練等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの見直し</li> </ul>	
避難場所の研究	<p>自主防災組織及び施設管理者と協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の避難場所の検討</li> <li>● ハザードマップへの反映</li> <li>● 避難訓練等による地域での確認, 周知</li> </ul>		

## (2) 内水排除対策について

### 内水排除対策

### 【現地対策部】

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>現在、排水機場が12施設、仮設ポンプを21か所に設置しています。</p> <p>これまで、増水の状況に応じ、仮設ポンプの増設、迅速な稼働に向けた設置場所の整備を進めてきました。</p> <p>あわせて、河川管理者である国や県と、河川の改修、整備や国土交通省所有の排水ポンプ車の配備などの協議も行い、必要な措置を要望し、状況に応じた対応を行っています。</p> <p>今回の豪雨では、昭和47年7月の豪雨災害に匹敵する降雨量とそれによる河川の増水が発生したため、外水位の上昇、内水の増水による冠水、水路等の越水による道路の水没が発生し、市内各地での床上・床下浸水の被害は約500戸におよびました。</p> <p>今後、同様の状況が発生した場合を想定した内水排除の対策を検証し、ポンプの排水能力等を勘察し、最大降雨を想定した体制の整備のための関係機関への協議と要望が必要です。</p>
<p><b>方針</b></p>	<p>今回の降雨量をもとに各ポンプの能力等について、業者と協議、検証を行いながら、排水能力の向上について検討していきます。</p> <p>また、常設の排水機場（国管理）については、設置者である国土交通省へ排水能力の向上についての要望などを継続していきます。</p>

### 【改善すべき内容】

内容	具体的方策
<p>仮設ポンプの増設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設ポンプの運転を担当する土木業者に協議した結果、自社所有の仮設ポンプ・発電機の余裕がないため、増設はリース契約が必要なことから、浸水した地域を中心に増設する場所を選定し、可能な予算措置を検討します。</li> </ul>
<p>迅速な稼働に向けた設置場所の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水対策・排水能力の検証を行い、浸水した地域を中心に場所を選定し、必要な台数の釜場、配管など設置場所の整備をします。</li> </ul>
<p>浸水区域の排水対策・排水能力の検証による内水排除方針の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主な浸水被害について、国県への要望や市が主体となる都市下水路の計画に活かすため、浸水実績の把握及び浸水の原因の分析を行います。</li> <li>● また、浸水被害形態によりブロック分割を行い、ブロック単位毎に排水対策等を検討します。</li> </ul>
<p>排水能力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、県へ河川改修、内水排除等の排水能力向上について要望してきましたが、今後も強力に継続して要望します。</li> <li>● 特に甚大な被害が発生した畠敷、願万地地区については、「畠敷、願万地地区内水対策検討会」において、国、県、市が連携した内水排除対策を検討します。</li> </ul>

【実施時期】

内 容	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
仮設ポンプの増設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な仮設ポンプの増設数を検証</li> <li>● 現在の設置数と合わせ、2019 年度出水期へ向けた必要数の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証による必要数の確保</li> </ul>	
迅速な稼働に向けた設置場所の整備			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証を踏まえた整備</li> </ul>	
浸水区域の排水対策・排水能力の検証による内水排除方針の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水区域の排水対策・排水能力の検証により内水排除の方針を整理するための調査を行うもの。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果の検証</li> </ul>	
排水能力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国会議員 : H30. 7. 25~7. 26 要望済 H30. 10. 23~10. 24 要望済 (中国治水期成同盟会連合会)</li> <li>● 国 : H30. 7. 25~7. 26 要望済 H30. 10. 23~10. 24 要望済 (中国治水期成同盟会連合会) H30. 9. 21 11. 5 11. 13 要望済 H30. 12 要望予定</li> <li>● 県 : H30. 7. 19 11. 21 11. 22 要望済</li> </ul>			

「ため池対策」「土砂災害対策」

【現地対策部】

現状と課題	
方針	引き続き検証し、対応策などを取りまとめていきます。

【改善すべき内容】

内容	具体的方策
未利用ため池，土砂災害対策	県への対策要望

【実施時期】

内容	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
未利用ため池，土砂災害対策	県：H30.11 要望予定			
ため池，土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Webハザードマップの整備に伴うため池の記載検討</li> <li>● 他のハザードマップと合わせて導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報更新（年1回を想定）</li> </ul>		

## 被災された方への支援制度など

### 【三次市事業】

#### 《三次市災害見舞金》

住家に被害を受けられた方に対して、その被害の状況に応じて災害見舞金を支給します。

被害状況（り災証明に基づく）	金額	備考
全壊	10万円	7月補正
半壊	5万円	
一部損壊（床下浸水のみのもを除き、家屋に損壊がある場合に限る）	5万円	
一部損壊（床下浸水のみのも）	3万円	【12月補正予定】

#### 《災害義援金》

日本赤十字社等に寄せられ三次市に配分された災害義援金について、三次市災害見舞金配分委員会において配分金額等を決定し、三次市災害見舞金及び広島県災害見舞金の受給者に配分します。

被害状況（り災証明に基づく）	第1次配分	第2次配分	配分額合計
全壊	5万円	175万円	180万円
半壊	5万円	85万円	90万円
一部損壊（床下浸水のみのもを除き、家屋に損壊がある場合に限る）	5万円	31万円	36万円

#### 《公営住宅の緊急一時提供》

平成30年7月豪雨により被災された市民の方の一時的な住居の確保のため、市営住宅を提供（入居）しています。

#### 《三次市被災住宅補修工事費補助金》

【補助金：100,000千円（7月補正）】

平成30年7月豪雨により被災された市民等の住宅の補修工事の経費に対して支援することにより、一日も早い市民生活の平常化を図ることを目的として補助を行います。

補助率：補助対象経費の2分の1（補助上限：50万円）

平成30年8月8日から受付開始

申請期限：2021年8月4日

## 《災害救助法に基づく住宅の応急修理》

【工事請負費：3,000千円（9月補正）】

平成30年7月豪雨により半壊以上の被害を受けた住宅について、市が業者を依頼し応急修理を行うものです。現在、別の住宅に一時的に避難している方で、補修工事をすれば帰ることのできる方であり、まだ補修工事に着手されていない方が対象となります。

費用の限度額：1世帯あたり58万4千円

## 《三次市被災事業者経営持続化支援事業補助金》

【補助金：100,000千円（7月補正）】

平成30年7月豪雨により被災された市内の中小企業者等の早期経営の復旧を支援し、経営の持続化を図るため、被害を受けた設備等及び事業所、工場施設等の構築物の原状修復を図る経費の一部を助成しています。

平成30年8月8日から受付開始

申請期限：平成31年3月29日

補助率：2分の1

補助上限額：設備等 1,000万円、  
事務所・工場施設 200万円

## 《災害援護資金の貸付》

【貸付金：10,000千円（7月補正）】

平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた世帯の世帯主に対し、生活の再建のために資金の貸付けを行うものです。

家財の3分の1以上が損害を受けた場合：貸付限度額150万円

住居が半壊した場合：170万円

## 《各種証明書などの無料交付（手数料免除）》

平成30年7月豪雨により被災された方が、被災に伴う各種手続きのために住民票の写しや所得証明などを交付申請される場合に手数料を無料にしています。

## 《市税等の減免》

平成30年7月豪雨により大きな被害を受けられた方には、申請により固定資産税・都市計画税、個人住民税など市税等を減免します。

## 《ふるさと納税による緊急寄附》

ふるさと納税による緊急寄附を受付けています。

## 《災害義援金募金箱の設置》

平成30年7月豪雨により被害を受けられた被災者の方々を支援するため、義援金の募金箱を設置しています。義援金は、三次市社会福祉協議会を通じて日本赤十字社へ送金します。

受付期間：平成30年7月17日から平成30年12月28日まで

設置場所：三次市役所本庁及び各支所

## 《損壊家屋等解体撤去及びがれき類等撤去支援事業》

【委託料：43,800千円，交付金：7,800千円（9月補正）】

【12月補正予定】

生活環境の保全及び早期の復旧・復興に支障のある家屋等の解体撤去及び宅地内のがれき類等の撤去を実施します。

## 《宅地等復旧支援事業補助金》【12月補正予定】

平成30年7月豪雨による被災宅地の復旧に要する費用に補助します。

補助対象費から50万円を控除した額の3分の2（上限あり）

## 《農地・農業用施設災害復旧事業補助金》【12月補正予定】

平成30年7月豪雨による農地・農業用施設の復旧に要する費用に補助します。  
（国庫補助の採択要件を満たさなかったもの及び応急仮設工事等）

三次市土地改良区の補助事業により実施

補助率：3分の2（上限あり） ※ 通常2分の1

## 《自主防災組織支援交付金》【12月補正予定】

自主防災組織の避難所の開設・運営や防災訓練などの活動を支援します。

## 【国・県事業】

### 《被災者生活再建支援金》

平成30年7月豪雨災害により、生活基盤が著しい被害を受けられた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。三次市では8月1日から受付を開始しました。

基礎支援金（被害の程度に応じて支給）

全壊・やむなく解体した世帯：100万円，大規模半壊：50万円

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

建築・購入：200万円，補修：100万円

賃貸住宅（公営住宅を除く）：50万円

### 《広島県災害見舞金》

広島県において、住家の床上浸水や建物の一部に被害を受けられた方に対し、見舞金を支給するもので、三次市において、平成30年7月19日から申請を受け付けています。（7月中は、土日祝日も窓口を開設）

全壊：30万円

半壊（大規模半壊含む）：10万円